

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(遠藤則政君) 定刻になりましたので、ただいまより開会いたします。

皆さん、明けましておめでとうございます。様々な問題に対応したいと思いますので、皆さんのご協力をお願いします。

では、ただいまより入ります。

開会に先立ちまして、本日の総会は全委員が出席しておりますので、規則第6条の規定により、本総会は成立していることを報告いたします。

それでは、令和2年第1回富岡町農業委員会総会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○議長(遠藤則政君) 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(遠藤則政君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付した資料のとおりでございます。

---

○会議録署名委員の指名

○議長(遠藤則政君) 早速ですが、日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第13条の規定により、議長において

3番 原 田 八十治 君

4番 佐 藤 忠 君

の2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長(遠藤則政君) 続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤則政君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

○議案の一括上程

○議長(遠藤則政君) 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（遠藤則政君） それではまず、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長より朗読と別紙1の農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。

なお、別紙の朗読について、上の行の番号から申請の事由の読み上げは最初の案件のみとし、2件目以降はこの部分の朗読を省略してください。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、現地調査員である5番、笹山光正君の説明を求めます。

5番、笹山光正君。

○5番（笹山光政君） 電話で確認いたしました。親から子への贈与であり、子供も農業意欲があり、問題ないかと思いました。審議のほうよろしくお願ひします。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等はありませんか。

○議長（遠藤則政君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第1号別紙1を採決いたします。

本案を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

次に、議案第1号別紙2を審議します。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、現地調査員である5番、笹山光政君の説明を求めます。

笹山君。

○5番（笹山光政君） ○○○さん同様、電話で確認いたしました。同じで農業意欲も感じましたので、問題ないかと思えます。審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第1号別紙2を採決いたします。

本案を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがいまして、本案は許可することに決しました。

続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局長の朗読と説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、現地調査員である1番、渡辺高一君の説明を求めます。

1番、渡辺君。

○1番（渡辺高一君） この案件なのですが、1月7日午前10時から委員5名、事務局3名、計8名で現場確認をしました。内容については、申請の事由のとおりですが、既に許可となっている内容で工事を進めていましたが、橋桁が通ることとなり道路が狭いためにルート変更する申請となっています。皆様のご審議よろしくお願ひします。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等あればお願ひします。

○議長（遠藤則政君） 8番 渡辺君。

○8番（渡辺康男君） この34ページの写真を見ると、3筆が既に土動かしているのだけれども、これってどういうことなのですか。

○議長（遠藤則政君） 417の1番。

○8番（渡辺康男君） この3筆が既に土動かして工事しているのだけれども、これはどういう経過なのですか。ちょっとその辺説明聞きたい。

○議長（遠藤則政君） 安田君。

○事務局主事（安田尚希君） ご質問のところですが、今回は事業計画の内容の変更ということなので、ここについては既に農地転用の許可が出ており事業が進んでいても問題はない認識でございます。

○議長（遠藤則政君） 以前に許可は出ていると、工事自体はやっても構わないということでしょう。

○事務局主事（安田尚希君） 先ほどご説明あったとおり、平成31年第1回審議で許可が出ておりますので、工事の施工に関しては問題ないと見ております。ただ、想定していた範囲を超える通路等が必要になったため、事業計画の変更が必要となったことから審議を行っているものでございます。

説明は以上です。

○議長（遠藤則政君） 8番 渡辺君

○8番（渡辺康男君） 工期とか事業目的とか、それが変わったから、今回の変更承認申請だよということですか。

○議長（遠藤則政君） 安田君。

○事務局主事（安田尚希君） 議案の第4号でそれに係る部分、新規で出た部分の申請がございます。今回は新規の部分で工事用道路を敷くことになっているのですが、先ほど渡辺高一委員からもご説明あったとおり、今までの計画だと車が通れないというところで、新たに工事用道路を新設します。それに関連してヤードの配置の変更、見直す必要が生じたというところでの事業計画変更ということで今回申請が上がっているものでございます。

以上です。

○議長（遠藤則政君） 納得できましたか。

○8番（渡辺康男君） はい、分かりました。

○議長（遠藤則政君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第2号を採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがいまして、本案は許可することに決しました。

続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長より朗読と別紙1の農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。

なお、別紙の朗読について、上の行の番号から申請の事由の読み上げは最初のみとします。

お願いします。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、現地調査員である3番、原田八十治君の説明を求めます。

3番、原田君。

○3番（原田八十治君）

現地調査の日程は同じで、調査員も同様のメンバーで調査をしました。 当人から聞いたところ、建物は平成5年、もう約30年近くなりますね、平成5年に建てたと。当時の賃貸借契約は既に亡くなっている先代の方々同士で行っており、今回の申請者は相続人です。その賃貸借契約から、売買となって改めて測量した結果、一部農地がかかっていたということです。現場で話を聞きましたが、悪質性はなかったのかなという判断です。ご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等あればお願いします。

8番、渡邊君

○8番（渡邊康男君） この申請に上がった場所が田なのですが、12の5の宅地を借りて、貸借の状態だったのですか。それを今度買うという形で測量した結果農地だったのですか。

○3番（原田八十治君） はい。

○8番（渡邊康男君） 分かりました。

○3番（原田八十治君） だから、悪質性はなかったのだろうと。

○議長（遠藤則政君） 8番、渡辺さん。

○8番（渡邊康男君） 平成5年に建てるときに倉庫の建築確認取るときに問題はなかったのでしょうか。以上です。意見として。

○議長（遠藤則政君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） それでは、ほかにないようですから、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第3号別紙1を採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

次に、別紙2を審議します。

事務局長の朗読と説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、現地調査員である3番、原田八十治君の説明を求めます。

3番、原田君。

○3番（原田八十治君） 震災前からも譲受人は共同住宅、アパートを経営していたようでした。そこも今更地になって、新たにアパートを建設するということでございます。一部駐車場が必要だということで、今回の申請に至ったということでございます。皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第3号別紙2を採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

次に、別紙3を審議します。

事務局長の朗読と説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、現地調査員である2番、深谷昇君の説明を求めます。

深谷君。

○2番（深谷昇君） 1月の7日現地確認を行いました。事務局のほうから3名、あと農業委員3名、農地利用推進委員の方が2名、計8名で。一般住宅なので、近隣には別に何ら影響はないと思います。あとは、今事務局で説明があったとおりでございますので、皆様の審議よろしくをお願いします。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ございませんか。

3番、原田君。

○3番（原田八十治君） 事務局にお尋ねしたいのですが、事業工期が8月31日となっております。

すが、どういう工程でやるというか、そういうのは別に提出する必要はないのか、今回出ていないけれども、具体的に教えてください。

○議長（遠藤則政君） 安田君。

○事務局主事（安田尚希君） ご指摘のとおり工程、今後のスケジュール感というのはお示しすべきだと思います。申請関係を確認しているところですが、今後似たような、案件のときには工程表も必ず添付するようにしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤則政君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） では、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第3号別紙3を採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することと決しました。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。

事務局長の朗読と説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、現地調査員である1番、渡辺高一君の説明を求めます。

1番、渡辺君。

○1番（渡辺高一君） この案件は、先ほどの26ページ、第5条の件と関連して、仮道路関係に伴って資材置場関係の土地申請となっております。ご審議お願いいたします。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ありませんか。

○議長（遠藤則政君） 質問のほうございませんか。

○議長（遠藤則政君） 質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第4号を採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがいまして、本案は許可することに決しました。

続きまして、議案第5号 農業委員会の法令遵守申し合わせの決議についてを議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（遠藤則政君） 事務局次長。

〔事務局次長兼農地調整係長説明〕

○議長（遠藤則政君） これは質問ということで。

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第5号を採決いたします。

富岡町農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがいまして、この申合せは決議することに決しました。

---

○閉会の宣告

○議長（遠藤則政君） それでは、以上をもちまして令和2年第1回総会を閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。